

JA共済をご利用の皆さまへ

# 共済掛金口座振替日の 変更について(お知らせ)

平素よりJA・JA共済をご利用いただきありがとうございます。

平成31年4月のJA山口県発足に伴い平成31年4月掛金より、誠に勝手ながら、共済掛金の口座振替日を変更いたしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、共済掛金のJA口座へのご入金、お手数ですが口座振替日の前日までにお願い申し上げます。詳しくは最寄のJA窓口までお問い合わせください。

**変更前** 平成**31**年**3**月 掛金まで **変更後** 平成**31**年**4**月 掛金から

## 長期共済年払・月払

初回振替日 払込月の翌月 **5**日

再振替日 払込月の翌月 **20**日

## 自動車・火災・傷害共済

初回振替日 払込月の**28**日

に口座振替をしております。

## 長期共済年払・月払

初回振替日 払込月の**28**日

再振替日 払込月の翌月 **15**日

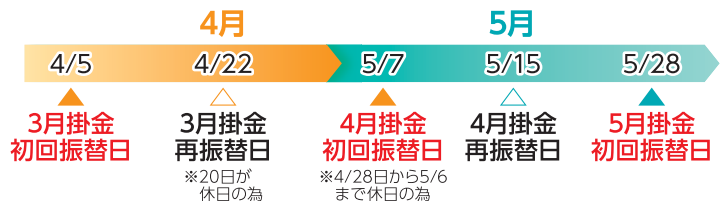
## 自動車・火災・傷害共済

初回振替日 払込月の**28**日

再振替日 払込月の翌月 **15**日

に口座振替をいたします。

※長期共済掛金の振替日変更に伴い、4月に  
つきましては3月掛金(4月5日振替)、5月に  
つきましては4月掛金(5月7日振替)と5月  
掛金(5月28日振替)が**同月中に指定口座**  
より振替となりますので十分にご留意ください。



(注) 4月掛金の初回振替日となる4月30日が国の決定により祝日となる場合は翌営業日が振替日となります。

※**JA以外の所定口座**(現行JA山口中央以外のJA・他銀行・ゆうちょ銀行等)をご指定頂いている方は変更ございません。従来どおり払込月の**12日**の振替となります。また再振替日の設定はありません。

※口座振替日が土日・祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。

※長期共済とは、平成6年4月1日以降の生命総合共済、建物更生共済、平成6年3月31日までの養老生命共済、終身共済、こども共済、年金共済、建物更生共済をさします。